

アメリカにおける銀行と証券（その1）

磯 谷 玲

目 次

「はじめに」

「銀行のミューチュアル・ファンド販売」

議会

F D I C

OCC

SEC

N A S D

「銀行の証券業務」

（以上 第三七第六号）

（以上 本号）

(3) OCC
OCC のハーヴィック (Eugene A. Ludwig)

氏は冒頭で、次の様に述べている。

「銀行信託部門は過去一〇年間にわたり投資アドバイザー、トランクファーム、エージェント、ミューチュアル・ファンドのカストディアンとして活動してきた。近年、銀行はミューチュアル・ファンドの小口販売を拡大させてきている。実際、ミューチュアル・ファンドの総資産は今や商業銀行システム全体の預金量を上回るものとなっている。このことはアメリカ人の貯蓄方式の根本的な変化を示すものである。銀行は、顧客のニーズを満たすと思えば、ミューチュアル・

ファンド産業におけるおもむく傾注する以外に選択の余地はない。」⁽¹⁵⁾

OCC は最近国法銀行の新業務に関するルールを決定し、論議を呼んでいるが上記の発言はこのような OCC の姿勢の一端を示すものであろう。⁽¹⁶⁾ ここでは OCC の証言の内、ミューチュアル・ファンド販売の傾向と SEC との合同調査についてみていくことにしたい。

① ミューチュアル・ファンド販売の傾向

オープン・エンド・ミューチュアル・ファンドの総資産は⁽¹⁷⁾ 数年急速に拡大してきており（表1）、一九九六年の第一四半期にはミューチュアル・ファンド資産は銀行預金を上回る規模となつた。

この理由として、収益率の差が指摘されている。近年、銀行預金で支払われる利子は低下し、投資家は代替的な投資先を求めるようになったと

表1 オープン・エンド・ミューチュアル・ファンド資産残高 (10億ドル)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995
総額	1,066.8	1,395.5	1,646.3	2,075.4	2,161.5	2,820.3
株式ファンド	245.8	411.6	522.8	749.0	866.5	1,269.0
債券ファンド	322.7	441.4	577.3	761.1	684.0	798.3
マネー・マーケット・ファンド	498.3	542.5	546.2	565.3	611.0	753.0

(出) U. S. Cong. (注16の資料)。以下の表も同じ。

じつのやうある。また、むか一への数因にした人口統計上の変化が指摘されている。高齢の人々が引退後に備えた貯蓄を行なつてゐるのである。実際、総資産に占める引退用資産 (retirement assets) は一九八〇年の一〇%未満から一九九四年には一六%以上へと拡大している。

銀行の投信販売も近年急速に増大してきたため、規制当局は一九九四年からミュー・チャアル・ファンドに関するデータを集め始めたが、今日では一〇〇〇以上の銀行がミュー・チャアル・ファンド販売を報告している。

銀行を通じて販売されたミュー・チャアル・ファンド残高も一九九〇年から九五年にかけて四倍になつてゐるが、銀行を通じて販売されたミュー・チャアル・ファンドの構成は全体のものと大きく異なつてゐる⁽¹⁸⁾ (表2)。

② OCC/SEC 両団調査

OCC と SEC は Market Facts, Inc. と契約して、合衆国における無作為に抽出されたミュー・チャアル・ファンド投資家に対する全米規模での電話調査を行なつた。

この調査は一九九五年の六月一~八日から八月四日の間に実施され、同社はミュー・チャアル・ファンドを保有する「八歳以上、約一〇〇〇人にインタビューを行なつた。⁽¹⁹⁾

調査の目的は、ミュー・チャアル・ファンド投資家の人口統計的、金融的、およびファンド所有の特徴に関するより十分な理解を得、また上記の特徴が販売経路によつてどのように変化するのかについての理解を得ることである。

(a) 人口統計的・金融的特徴

調査は、典型的なミュー・チャアル・ファンド投

資家が平均的な米国市民とはいかんか異なる特徴を持つてゐることを明らかにした。平均的な投資家像は、より高い教育を受け、米国家計の中央値 (median) の所得よりも高い水準の所得を得てゐる。

銀行とノンバンクを比較してみた場合、銀行の方が女性ならびに六五才以上の個人により多く販売している。

大学院まで進学した投資家層は、ミュー・チャアル・ファンドを商業銀行から購入する」とを好まず、逆に高校までの教育しか受けていない場合には相対的に商業銀行から購入する割合が高い。

これらの相違は、銀行は他の販売者とは異なる市場セグメントに役に立つてゐるといふことを強力に示している。表3がこれらの結果を示してい

表2 銀行を通じて販売されたミュー・チャアル・ファンド (10億ドル)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995
総額	85.9	119.7	158.8	219.4	312.8	393.6
株式ファンド	6.0	12.6	20.8	43.2	68.4	96.0
債券ファンド	3.8	8.9	18.9	30.4	34.4	39.8
マネー・マーケット・ファンド	73.0	91.5	111.0	133.8	181.4	225.1
地方債	3.0	6.7	8.1	11.9	28.7	32.7

(b) ミューチュアル・ファンド投資家の知識

またミューチュアル・ファンドの投資家たちがミューチュアル・ファンドの用語 (terminology), 期間中のペーフォマンス、経費、投資リスクなどについて熟知しているか否か、についても、そしてこれらを学んだ情報源についても調査した。

その結果は、大半の投資家 (九四%) が株式ファンドにおいてその資金を失う可能性があることを認識しており、また七一%の投資家は債券ファンドにおいても、さらに六四%の投資家はマネー・マーケット・ファンドにおいても自己の資金を失う可能性があることを認識している。また、二五%以上の投資家は、マネー・マーケット・ファンドにおいては損失が発生しないと信じているが、その理由はファンドが「安全資産」を保有しているから、というものであった。

アメリカにおける銀行と証券（その2）

上記の結果について、購入チャネルによる理解の差は認められない（表4）。

また、一般的に言って、経費率、手数料等に関する投資家の知識は改善されている（表5）と考えられる。

表6が示すように、一般的には、重要な情報として日論見書、雇用者によって提供されたもの、金融雑誌をあげている。⁽²¹⁾

回答者の六〇%が日論見書を情報源としてあげ、一五・二%が最良な情報源だとしている。銀行からの購入者は銀行以外から購入しているものより日論見書を用いる割合が低く、銀行を情報源として利用する割合が高い。

以上の点から、OCCはミューチュアル・ファンドのリスクと経費にかかる投資家の理解は改善されており、これは販売（購入）チャネルによつても変化しないと結論づけている。

表4 ミューチュアル・ファンド投資家のリスクに関する知識 (%)

ファンドの種類	購入先		全産業
	銀行	ノンバンク	
株式ファンド	Can lose money	93.9	94.0
	Can't lose money	2.7	1.8
	Don't Know	3.4	4.2
債券ファンド	Can lose money	72.8	71.6
	Can't lose money	13.3	12.1
	Don't Know	14.0	16.4
マネー・マーケット・ファンド	Can lose money	64.0	63.8
	Can't lose money	20.1	20.6
	Don't Know	16.0	15.6

表3 ミューチュアル・ファンド投資家の性格

	購入先			全米
	銀行	ノンバンク	ミューチュアル・ファンド全体	
中位年齢(Median Age)	45	43	43	38
65歳以上の比率	16.6(%)	8.1(%)	9.3(%)	16.3(%)
中位所得(Median Income)	\$ 55,200	\$ 59,400	\$ 58,800	\$ 38,782
大学院	21.1(%)	27.5(%)	26.5(%)	N. A.
大学卒ないし大学院入学	49.3(%)	55.5(%)	54.5(%)	20.7(%)
高校入学	3.7(%)	1.5(%)	1.9(%)	10.9(%)
男性	50.0(%)	60.1(%)	58.6(%)	47.8(%)

アメリカにおける銀行と証券（その2）

(4)

先に紹介したOCC/SEC合同調査が、よりやむ証言の中軸をなしてゐる。

OCCは合同調査の結果として、銀行のミュー
チュアル・ファンデ販売、あるいはマーキューチュア
ル・ファンドの現状について、改善点はあるとし
ながらも、肯定的な結論を導き出していた。SE
Cの評価はOCCのそれとはやや異なるものであ
る。

SEC のバー・バー・ラム (Barry Barry) は、次のように述べています。

チユアル・ファンド投資家がいくつかの基本的な投資概念に不慣れであり、また、投資家はファンドの田論見書を検討するけれども、ファンドに関する他の情報がより有益であると考えているということである。この結果はSECが近年取り組ん

表5 ミューチュアル・ファンドのコストに関する知識度 (%)

	購入先		
	銀行	ノンバンク	ミューチュアル・ファンド全体
経費の見積もりを提供された	15.3	19.5	18.9
購入時の経費を知っていた	46.1	42.4	43.0
販売手数料を知っている	62.6	70.7	69.5
高コストのファンドからは低い 平均利回りを予想する	9.7	16.8	15.7

表6 ミューチュアル・ファンド購入に際して使用された情報源 (%)

情 報 源	使用された情報源			最もよく使用された情報源		
	銀行	ノンバンク	全体	銀行	ノンバンク	全体
目論見書	51.2	58.8	57.7	13.9	15.4	15.2
プローカー	27.4	31.6	31.0	11.0	17.9	16.9
友人・家族	40.4	37.2	37.6	20.9	15.5	16.3
金融専門雑誌	41.4	42.1	42.0	13.6	17.7	17.1
雇用者	34.4	46.3	44.5	18.7	28.1	26.7
銀行	41.4	5.0	10.3	19.4	1.6	4.2

ファンデのディスクロージャー文書の改善と投資家教育（の重要性）に強力な支持を与えるものである。銀行は現在銀行以外が従わなければならぬ法体系の外側で活動している。

委員会（JIRR）はSECを指す）は機能別（業務別）規制（functional regulation）の概念を支持するものである。JIRRの方針で銀行の証券活動（業務）を現行の法体系の中に取り込むことが可能となる。⁽²²⁾

JIRRには制度上の問題も含めて改善すべき課題が残されており、この認識が示されてくる。JIRRの点を前提して、SECからする合同調査の内容を次にとりあげるとしておきる。

① OCC/SEC 40回點検

OCC との共同調査（実際の調査は上述のよう
い Market Facts, Inc.）では、六経路が調査や

れた。すなわち「ローカー、銀行、ミューチュアル・ファンデ会社、保険会社、年金(employer-sponsored benefit plan)」その他、である。

「ユーチュアル・ファンデの購入者の人口的(demographic)、金融的な性格に関する調査結果は同様の調査が明らかにしたものと概して相違はないが、調査結果はミューチュアル・ファンデ投資家の金融的な知識の状況に関する重大な疑問を提起した。たとえば、

- ・高いコスト(expenses)が低利回りに帰結するなどといった理解していたのは六人に一人以下の割合だった。
- ・三分の一の回答者がマネー・マーケット・ファンデは保証(insured)われていると信じていた。
- ・四分の一の回答者が株式市場におけるリターンが財務省証券でのリターンを上回っていたことを見らなかつた。

は、相対的に知識のある投資家は他の投資家たちよりも特定の経路を使うことになるとある。

たとえば、相対的に知識の豊富な投資家は、ファンデ会社から直接購入することを好みが、そうでない投資家(銀行から購入する投資家を含む)は投資の専門家(銀行など)によるガイドラインを求めるだろうというようなことである。

ミューチュアル・ファンデの投資家が購入を決定する際に用いる情報源についてのデータは、ミューチュアル・ファンデ由論見書に関する見方が混在していることを示している。⁽²⁵⁾ すなわち、最も重要な情報源の一つとして考えられている一方で、調査対象となつた投資家の四〇%以上が由論見書を利用していないといふことが明らかとなつたのである。さらに、ミューチュアル・ファンデに関する情報源の中でも、雇用者(employer)による情報、金融雑誌、家族・友人、プローカー

・大多数の投資家は株式ファンデで資金を失う可能性がある」とを知っていたが、小数の投資家は、債券ファンデもしくはマネー・マーケット・ファンデにおいて資金を失う可能性があると思つかといふ間に、否あるいは不明(don't know)と返答していた。

調査はまた、購入経路によって投資家の知識にも差があることを明らかにした。調査の一環としての一般的な金融能力テスト(quiz of financial literacy)において、最も高得点だったのがミューチュアル・ファンデ会社から購入していた投資家である。プローカーから購入していた投資家も同様に高得点だったが、銀行から購入していた投資家は低いスコアだった。

この結果は、必ずしもプローカーやファンデ会社が投資家教育において秀でていることになると示すものではない。むしろこれが示しているの

の方が重要であると言えられていることといふを判明した。

調査結果は、金融機関別の結果を示してはいいが、多くの投資家が投資概念に通じていないことを示しており、したがって委員会が近年取り組んできた、リスク情報の開示、「平易な表現のイニシアティブ(Plain English Initiatives)」などのファンデ情報の開示の改善と投資家教育に強力な支持を与えるものである。

② 銀行のミューチュアル・ファンデ業務の規制

(a) 概観

OCC/SEC両回調査は、とりわけミューチュアル・ファンデの販売に従事する異なつた金融中介机构に焦点を当てていた。上述のように、銀行とその子会社はミューチュアル・ファンデ業界の主要な構成者である。

公衆により利用される他のファンデと同様、銀

行により助言され、販売されるマーケットアル・ファンドの規制に関する包括的な規制を実行した。銀行によって販売されるファンドの場合でも、ファンドの販売用文書と広告は委員会のルールに則り、かつ委員会もしくは NASD に登録されなければならない⁽²⁷⁾。

しかし、銀行それ自体は、証券関連法の銀行を規制から除外する条項のため、ほとんど証券規制の枠外でマーケットアル・ファンド関連の活動に従事している⁽²⁸⁾。

委員会は過去一〇年間に、現行の規制体系の下で生じてきた証券規制と銀行規制の相違とそのギャップに関する膨大な証言を行なって来た。

委員会は、このギャップを埋め、銀行の証券活動を証券規制体系内にとりこむことを可能にする機能別レギュレーション(functional regulation) によるコントロールを支持し続けて来た⁽²⁹⁾。

(b) ディスクロージャーおよび広告に関する規定

ディスクロージャーおよび広告に関する監視⁽³⁰⁾

があるか否かを注視している。

委員会のスタッフは、ファンドの助言者である銀行や、ファンドを販売している銀行の名称と同一もしくは類似している場合に生じる潜在的な投資家の混乱を回避するための処置を講じている⁽³¹⁾。

一九九三年に、スタッフは投資会社法に基いて登録されている全てのファンドに書簡を送り、銀行の助言を受け、銀行によって販売されているマーケットアル・ファンドの投資家が、彼らの投資が保証(guaranteed or insured)された銀行預金であることを誤解を抱く可能性に SEC が関心持つところを表明した⁽³²⁾。

(ii) 広告 (advertising) 委員会は、証券諸法に基づくいくつかのルールにしたがって、ファンドの広告、販売文書を規制している。

ロセスを通じて、委員会は NASD はマーケットアル・ファンド販売活動に関する包括的な規制を実行した。銀行によって販売されるファンドの場合でも、ファンドの販売用文書と広告は委員会のルールに則り、かつ委員会もしくは NASD に登録されなければならない⁽²⁷⁾。

(i) ディスクロージャー 投資会社法八条は、一部の例外を除き、同法の下で、投資会社が委員会に登録することを求めている。

また、投資会社が公募を行なう場合は一九三三年証券法により登録届出書を揃えなければなりません。この届出書は、ファンドの田論見書を含む。田論見書はファンドや、その投資方針、またはファンドに投資する際のリスクなどを記述してある。

届出書検査の一環として、委員会のスタッフはファンドの名称が投資家の誤解を招く可能性

(i) 省略田論見書 証券法規則四八一はファンドが、広範囲な情報—ペフォーマンス・データなど—を含む広告を発行する」ととも、情報の内容が当該ファンドの田論見書に含まれている場合に限り認めている。

もし広告がファンドに関する何らかのパフォーマンス情報を含んでいる場合には、同広告は委員会の定める定式により計算された、過去一年間、五年間および一〇年間のファンドの総収益を提示しなければならない。やむなし、広告は、パフォーマンスの指標は過去のペフォーマンスであるといふべきめた投資収益と投資の元本価値(principal value)は変動するものであり、したがって投資額よりも多くなることは少なくない⁽³³⁾。

しかも得たりしないと示されたければならない。

(d) 墓石庄知 証券法規則一三四は「「チユアル・ファンドアル・ファンド」に関する一定の情報を含む広告を認めている。」のタイプの広告は、パフォーマンス情報を含む」とはどちらも、より詳細な情報はファンドの田舎見書を入手するよう読み手に指示しなければならない。

(e) その他 い)の他、規則一三五（一般的広告）や規則一五六（詐欺的行為の防止）に基づく広告規制が存在する。

③ ミューチュアル・ファンド販売活動の監督

最近の GAO のレポートによれば、銀行のミューチュアル・ファンド販売の大半は一九三四年証券取引所法に基づいて委員会へ登録されたプローカー／ディーラーを行なわれている。

委員会は NASD は、銀行の関係会社および銀行内で活動している業者を含む、登録プロー

カーノーティーラーの「「チユアル・ファンド」に関する協約（arrangements）を銀行と組み立てて参加してくるプローカー／ディーラーであった。また、NASD は一九九五年（歴年）には一五〇〇のプローカー／ディーラーを対象とした通常検査を行なっている。

近年のミューチュアル・ファンドの急成長という事態をふまえて、委員会は多くの時間と労力をプローカー／ディーラーによるミューチュアル・ファンド販売活動の監視に割いてきた。

検査において、委員会のスタッフが重視するのは、非適合取引、損益分岐点に顧客の注意を促すりいを怠ること、スワイチング、チャーニング、情報開示の不履行、販売過程においてなされた不実表示（misrepresentation）等の潜在的な不正取引の証拠である。

アメリカにおける銀行と証券（その2）

カーノーティーラーの「「チユアル・ファンド販売活動全般にわたる監督を行なって」。

以下に検査プログラムを通じたプローカーノーティーラーへのルール適用、およびその発展について簡単に記述する。

(a) プローカー／ディーラー検査プログラム（inspection program）

委員会はプローカー／ディーラーおよびその検査（examination）プログラムを通じた NASD のプローカー／ディーラーの規制を監視する立場にある。委員会検査の主たる目的は検査活動と NASD の能力とを監視することにあるが、委員会はプローカー／ディーラーの財務記録と販売活動に関する検査も併せて実施している。

一九九五年度には、たとえば委員会は六六二件の検査を行なったが、三九三件は監視検査（oversight exams）で、一六九件は cause 検査

検査には今後も注力していく予定であり、それが「「チユアル・ファンド販売の質の向上につながる」とを期待する。

(b) 合同検査の実施に関する OCCとの協定

委員会と OCC は昨年、監督上の利害を共有する「「チユアル・ファンド販売活動と助言機関（advisory entities）の合同検査実施の大要」に合意した。この合意に基づく検査は現在三つが実施中、四つめが準備中という状況である。

合同調査の結果、委員会のスタッフは非登録銀行アドバイザーの調査という機会でなければでもない情報にアクセスする必要になった。そして、「うした情報なしにはスタッフが銀行アドバイザーが以下のような証券諸法によって禁止されている行為に従事しているか否かを決する」とは不可能であつただろう。」のような行為とはすなわち、一部の顧客を優遇するために投資機会を振り分

- ・ ファンダム・ポートフォリオ・マネージャーによるクロット・ハンドル・マネジメントは投資機会の認め難い取得
- ・ 取引の過誤を修正するための顧客間のクロストレーディングもしくは低パフォーマンスの証券をある顧客の口座から別の顧客の口座へと移動する。
- ・ そして、顧客を犠牲にしてアドバイザーに利益を供給する「アドバイザーリンク」⁽¹⁸⁾である。

(c) NASD 規則

- 過去10年間、およそ多くの銀行もしくは預金金融機関が登録プローカー／ディーラーとの、典型的な「ネットワーク協定（networking arrangement）」によるされる協定を締結している。これは金融機関の建物内で、マネージャーを運営する努力する。
- ・ そして、顧客をしてアドバイザーリンクによってアドバイザーリンクへと利益を供給する「アドバイザーリンク」⁽¹⁹⁾である。

ル・ファンダムのよつた非預金投資商品をブローカー／ディーラーが販売する「金融機関」である。⁽²⁰⁾

今年三月、委員会は「預金を受け入れる金融機関の建物内での NASD メンバーの業務行為を規制する NASD の提案に関するコメントを公表した。提案は、とりわけ、証券の譲り受けを要求するものである。すなわち、

- ・ ブローカー／ディーラーサービスは、可能な場合常に、金融機関の預金受け入れ活動から物理的に区別された場所で提供される。
- ・ ブローカー／ディーラーサービスは金融機関の預金受け入れ活動とは明確に区別される。

- ・ ブローカー／ディーラーは、新規の顧客が口座を開設する時には、購入された証券は FDIC によって保証されない。金融機関の預金もしくは債務ではない。金融機関によって保

アメリカにおける銀行と証券（その2）

- 証されたものでもない」と、日本の損失を負む投資リスクが存在する」と、を開示する。
- ・ ブローカー／ディーラーは要求されなくリスクローダーを顧客が受けたことの書面での承認を獲得する努力する。
- である。

(注)

- (16) U. S. Congress, House, *Business Practices of FDIC-Insured Institutions Selling Non-deposit Investment Products*, June, 1996. p.140. (21) 同資料が出版の場合を数える。
- (17) OCC の新業務参入に関する新ルールについては拙稿「米国における金融規制緩和」『証券経済研究』第六弾、九八頁を参照された。

- (18) p. 143.
 (19) p. 149.
 (20) p. 150.
 (21) p. 152.
 (22) p. 167.
 (23) p. 173.

(こやま ねがひ・財政省監査官部)